

事務連絡
令和4年11月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 30 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）の VI に規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和 5 年 1 月 1 日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 76 点
- ロ 小白歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11点

ロ 複雑なもの

29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8点

b 複雑なもの

22点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9点

b 複雑なもの

23点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4点

ロ 複雑なもの

11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3点

b 複雑なもの

8点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6点

b 複雑なもの

17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,043点

(2) 4分の3冠

1,304点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの

446点

b 複雑なもの

825点

ロ 5分の4冠

1,038点

ハ 全部金属冠

1,306点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

304点

b 複雑なもの

604点

ロ 4分の3冠

746点

ハ 5分の4冠

746点

ニ 全部金属冠

935点

3 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	38 点
ロ 5分の4冠	50 点
ハ 全部金属冠	61 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	28 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点
ニ 全部金属冠	45 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	746 点
(2) 小臼歯	746 点
(3) 大臼歯	1,038 点
2 銀合金	
(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	35 点
(3) 大臼歯	50 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	446 点
ロ 小臼歯・前歯	304 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	22 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	1,165 点
2 銀合金を用いた場合	98 点
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,504点

ロ 小臼歯 1,133点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 904点

ロ 小臼歯 1,133点

ハ 大臼歯 1,504点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 62点

ロ 小臼歯 62点

ハ 大臼歯 62点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	37 点
M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,352 点
ロ 犬歯・小白歯	1,100 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,100 点
ロ 犬歯・小白歯	844 点
ハ 前歯 (切歯)	650 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,202 点
ロ 犬歯・小白歯	940 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	825 点
ロ 犬歯・小白歯	718 点
ハ 前歯 (切歯)	666 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1 個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	647 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	500 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	333 点
(2) 犬歯・小白歯	359 点
(3) 大白歯	413 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料 (1 歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	825 点
ロ 小臼歯・前歯	604 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	28 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,927 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
 （令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>76 点</u> ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,043 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,304 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>446 点</u> b 複雑なもの <u>825 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 77 点 ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,040 点 (2) 4分の3冠 1,300 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 418 点 b 複雑なもの 774 点

ロ 5分の4冠	<u>1,038点</u>	ロ 5分の4冠	974点
ハ 全部金属冠	<u>1,306点</u>	ハ 全部金属冠	1,225点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>304点</u>	a 単純なもの	285点
b 複雑なもの	<u>604点</u>	b 複雑なもの	566点
ロ 4分の3冠	<u>746点</u>	ロ 4分の3冠	700点
ハ 5分の4冠	<u>746点</u>	ハ 5分の4冠	700点
ニ 全部金属冠	<u>935点</u>	ニ 全部金属冠	877点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>28点</u>	b 複雑なもの	29点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点
ニ 全部金属冠	45点	ニ 全部金属冠	45点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>746点</u>	(1) 前歯	700点
(2) 小臼歯	<u>746点</u>	(2) 小臼歯	700点
(3) 大臼歯	<u>1,038点</u>	(3) 大臼歯	974点
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆(1歯につき)		M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	

イ 大白歯	446 点	イ 大白歯	418 点
ロ 小白歯・前歯	304 点	ロ 小白歯・前歯	285 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,165 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,092 点
2 銀合金を用いた場合	98 点	2 銀合金を用いた場合	99 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	1,504 点	イ 大白歯	1,411 点
ロ 小白歯	1,133 点	ロ 小白歯	1,062 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	904 点	イ 前歯	848 点
ロ 小白歯	1,133 点	ロ 小白歯	1,062 点
ハ 大白歯	1,504 点	ハ 大白歯	1,411 点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	62 点	イ 前歯	63 点
ロ 小白歯	62 点	ロ 小白歯	63 点
ハ 大白歯	62 点	ハ 大白歯	63 点
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,352 点	イ 大・小白歯	1,348 点
ロ 犬歯・小白歯	1,100 点	ロ 犬歯・小白歯	1,096 点

(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,100 点</u>	イ 大白歯	1,096 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>844 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	842 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>650 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	648 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,202 点</u>	イ 大・小白歯	1,128 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>940 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	882 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>825 点</u>	イ 大白歯	774 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>718 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	673 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>666 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	624 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>647 点</u>	(1) 双子鉤	645 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>500 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	498 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>333 点</u>	(1) 前歯	312 点
(2) 犬歯・小白歯	<u>359 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	337 点
(3) 大白歯	<u>413 点</u>	(3) 大白歯	387 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と	

<p>の合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大白歯 <u>825 点</u></p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>604 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 38 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>28 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,927 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>の合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大白歯 774 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 566 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 38 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 29 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,808 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--

○厚生労働省告示第三百四十二号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月一日から適用する。
 令和四年十一月三十日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 (傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格 001~072 (略)</p> <p>073 髄内釘^{てい}</p> <p>(1) 髄内釘^{てい}</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型^{たいたいこくけいぶがた}</p> <p>標準型 151,000円</p> <p>X線透過型 162,000円</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(2) 横止めスクリユー</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型^{たいたいこくけいぶがた}</p> <p>標準型 34,000円</p> <p>X線透過型 36,600円</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>074~113 (略)</p> <p>114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 心腔内超音波検査機能付加型・心房内・心室内全域型 423,000円</p> <p>(3) (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格 001~072 (略)</p> <p>073 髄内釘^{てい}</p> <p>(1) 髄内釘^{てい}</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型^{たいたいこくけいぶがた}</p> <p>151,000円</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(2) 横止めスクリユー</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型^{たいたいこくけいぶがた}</p> <p>34,000円</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>074~113 (略)</p> <p>114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>

115～129 (略)	115～129 (略)
130 心臓手術用カテーテル	130 心臓手術用カテーテル
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 特殊カテーテル	(4) 特殊カテーテル
① 切削型	207,000円
② 破砕型	429,000円
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
131～150 (略)	131～150 (略)
151 デンゾン由来吸収性局所止血材	151 デンゾン由来吸収性局所止血材
(1) 標準型	1g 当たり 12,700円
(2) 織布型	1cm ² 当たり 48円
152～167 (略)	152～167 (略)
168 心腔内超音波フローゾ	168 心腔内超音波フローゾ
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 再製造	(新設)
① 標準型	209,000円
169～219 (略)	169～219 (略)
220 経消化管胆道トリーナーシステム	(新設)
221 経皮的心臓補助システム	(新設)
535,000円	
Ⅲ～Ⅳ (略)	Ⅲ～Ⅳ (略)
Ⅴ 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格	Ⅴ 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001～034 (略)	001～034 (略)
035 デンゾン由来吸収性局所止血材	(新設)
(1) 標準型	1g 当たり 12,700円
(2) 織布型	1cm ² 当たり 48円
Ⅵ～Ⅸ (略)	Ⅵ～Ⅸ (略)